

事務事業評価シート

評価対象年度 平成 19 年度

【事務事業の基本的事項】

事務事業名	清眺苑 短期入所サービス事業費				
担当課係名	特養たざわこ清眺苑 課	係	作成者	草弼郁太郎	
総合計画での 位置づけ	施策の大綱	全ての生命を慈しむ健康福祉のまち			総合計画の ページ 54
	基本計画	高齢者福祉と介護保険事業の充実			
	主要施策	介護サービスの確保			
予算費目	介護保険特別 会計	2 款 サービス事業費	1 項 居宅サービス事業費	1 目 短期入所サービス事業費	
事業期間	平成 年度 ～ 平成 年度		新規／継続の区分		
性質区分	☒ 市民サービス ☐ 公共事業 ☐ 施設維持管理 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				
根拠法令等	介護保険法・老人福祉法 他				
事務区分	☐ 自治事務 ☐ 法定受託事務				
運営方法	☐ 直 営 ☒ 直営（一部民間委託） ☐ 民間委託(全部) ☐ 補 助				

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	要支援者及び要介護者（要認定）
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	要支援者及び要介護者を短期間入所させ、養護することを目的とする。
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	要支援者及び要介護者への介護サービスの提供。（日常生活介助：食事、排泄、入浴、相談等精神的ケア、機能訓練、健康管理、他）

【事務事業の推移】

（単位：千円）

	項 目		単位	18年度実績	19年度実績	年度実績
効果	活動指標	延べ短期入所サービス利用者	日	2,162	2,159	
	成果指標	利用者／受入可能者数	%	74	74	
投下コスト	項 目		総事業費	18年度決算額	19年度決算額	年度決算額
	事業費（人件費を除く）(A)			1,847	2,104	
	財源内訳	国 庫 支 出 金				
		県 支 出 金				
		地 方 債				
		そ の 他		22,802	23,785	
		一 般 財 源		△ 20,955	△ 21,681	
	人 件 費 (B)		—	15,785	15,335	
		職 員 数	—	2.01	1.90	
		職 員 平 均 人 件 費	—	7,853	8,071	
		(A) + (B) 投下コスト	—	17,632	17,439	
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト (円)		—	8,155	8,077	
			—			
	市民1人当たりのコスト(円)		—	553	555	

【事務事業の今までの成果】

一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な要支援者及び要介護者を短期間入所させ、養護（介護サービスを提供）している。

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	老人福祉施設は、介護保険法施行以降民間事業者が先導的役割を担うようになり、自治体の直営施設については、民間活力導入による民営化等（譲渡・委託等）が検討・実施されている状況である。
事業に対する市民の意見 （事業に対する期待、要望、苦情等）	要支援・要介護状態者の養護については、年々需要が多くなり施設入所希望の待機者も増加している。また、ニーズも多様化してきており、利用者及び介護する家族が満足できるサービスを提供する施設の充実が求められている。

【一次評価】

判 定	事 業 の 方 向 性		判 定 に 至 っ た 理 由
B	A	現状のまま継続（実施）	短期入所サービス事業は、有効性や必要性は十分に認められるが、市が直営で行う妥当性がやや低い評点となり、B判定となった。
	B	見直しの上で継続（実施）	
	C	大幅な見直しの上で継続（実施）	
	D	休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

老人福祉施設等の市直営について、民営化等（譲渡・委託等）を検討する。

【二次評価】

判 定	判 定 に 至 っ た 理 由
B	介護保険施設の運営について、施設としての必要性は十分認められるが、効率やコスト面から民営化等の検討が必要と考える。

一次評価診断図

